

# 第 8 4 回 小牧岩崎山前土地区画整理審議会

令和 5 年 2 月 2 4 日 午後 4 時 1 0 分～午後 4 時 4 0 分

本庁舎 6 階 6 0 1 会議室

- 議題
- 1 正副会長の選出について
  - 2 議席順位の決定について
  - 3 議事録署名者の選任について
  - 4 土地区画整理審議会の役割について
  - 5 その他

出席委員 落合 弘 倉知 隆敬 栗木 清裕 栗木 眞史  
玉置 高廣 平手 慶歳 (株) 材 周 栗木 弘之  
牧野 裕人 園田 條元 平手 實 倉知 耕市

欠席委員 安藤 和幸 梅村 好則 加藤 稔

傍聴者 0 人

事務局 鵜飼部長 堀場次長 長谷川課長 林庶務係長 中村補償係長  
伊岐見事業係長 山本換地係長 吉永主事 近藤主事

林係長            それでは、始めさせていただきます。

                  本日は、ご多忙の中、尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地  
区画整理審議会委員当選証書並びに選任証書付与式に引き続き、  
本審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

                  まず、はじめにお手元に配布した資料の確認をお願いします。

                  「会議日程」と書かれたA4の紙1枚が一番上にあるかと思  
います。その次に「土地区画整理審議会の役割」と書かれた紙  
がA4で1枚。その次に本審議会委員の皆さまの名簿がA4で  
1枚。その次に「令和4年度職員配置名簿」と書かれた区画整  
理課職員の名簿がA4で1枚。最後に「区画整理課職員の配置  
表」ということでA4横向きの用紙が1枚となり、合計5枚配  
布させていただいております。不足等がございましたら、お申  
し付けください。よろしかったでしょうか。

                  それでは、鵜飼都市政策部長から挨拶申し上げます。

鵜飼部長            改めまして、皆さんこんにちは。都市政策部長の鵜飼でござ  
います。よろしく願いいたします。

                  本日はご多忙の中、先ほどの付与式に引き続き、小牧岩崎山  
前土地区画整理審議会に、ご出席を賜りまして誠にありがとう  
ございます。

                  今回の審議会委員の改選により、平成4年度に設置された岩  
崎山前土地区画整理審議会委員の第7期目となる5年間の任期  
を、新しく5名の方に、また10名の方に引き続きお願いさせ  
ていただくことになりました。

                  先ほどの付与式での副市長からの挨拶にもございましたが、  
岩崎山前地区の土地区画整理事業も、いよいよ大詰めの終盤を  
迎えております。引き続き、事務局といたしましては、事業の  
終結に向けまして精一杯努力してまいり所存でございます。

                  委員の皆様方におかれましても、また引き続きご理解とご協  
力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの  
挨拶とさせていただきます。

                  これから5年間どうぞよろしくお願いいたします。

林係長            なお、区画整理課の職員につきましては、お手元の職員配置  
名簿にてご確認ください。

本日の出席委員は、12名であります。規定により、本日の審議会は成立いたしました。

議事運営については、会長あるいは副会長にお願いすることとなりますが、現在会長、副会長が空席となっております。

したがって、最初に会長を選出する必要があります。

それまでの間については、事務局である区画整理課長を仮議長とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

林係長 ありがとうございます。

それでは、長谷川区画整理課長を仮議長として進めさせていただきます。

長谷川仮議長 仮議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今から尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理審議会を開催いたします。

本日の議事日程については、別紙でお手元に配布しましたとおりであります。

日程第1「正副会長の選出について」を議題といたします。審議会の会長については、土地区画整理法第61条第2項により、委員のうちから委員が選挙することになっております。

まずは立候補をお聞きした後に、推薦があればお聞きをいたします。

どなたか、会長に立候補はございませんでしょうか。

立候補はないようですので、推薦はございませんでしょうか。

平手實委員 倉知耕市さんを推薦したいと思います。

長谷川仮議長 ただいま平手委員より、倉知耕市委員を会長にとご推薦がございましたが、その他の推薦はございませんか。

ないようですので、当審議会の会長に倉知耕市委員を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川仮議長      ありがとうございます。
- ご異議なしということですので、当審議会の会長は倉知耕市委員に決しました。
- 会長が決まりましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。
- ご協力、ありがとうございました。
- 林係長            それでは倉知委員は、会長席へご移動ください。
- (倉知委員 会長席に着席)
- それでは、倉知会長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 倉知会長         ただ今、会長に選出いただきました倉知でございます。よろしくお願いいたします。
- さて、当審議会は先ほど副市長からもありましたけれども、平成5年2月に発足しまして、従来30年が経過しました。
- この30年の間、困難な事案もありながら、事業も終盤を迎え、完了まであと1歩ということでございます。
- いよいよ最終盤に入っておりますけれども、会長としてこの事業が1日でも早く完了できるよう、微力ながらも、尽力してまいります。
- そして委員の皆さまにおかれましては、会議が円滑に進行するようご協力いただくことをお願い申し上げますが、私からの挨拶とさせていただきます。
- よろしくお願いいたします。
- 林係長            それでは、会長が会務を総理することになりますので、会長、よろしくお願いいたします。
- 倉知会長         続きまして、副会長の選出を議題といたします。事務局に選出方法について説明を求めます。
- 山本係長         それでは、事務局から副会長の選出についてご説明をさせていただきます。
- 副会長につきましては、土地区画整理法第61条第5項の規定において、会長に事故がある場合にその職務を代理する者として、委員のうちからあらかじめ互選しておくものでございます。

倉知会長 ただいま事務局から選出方法について説明がありました。  
副会長の選出を行いたいと思いますが、立候補はございませんでしょうか。  
立候補はないようですので、私から推薦させていただきます。  
私としては、長年本審議会の副会長を務めていただいていた平手實委員を推薦したいと思いますが、その他に推薦はございませんでしょうか。  
無いようですので、平手實委員を副会長に選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

倉知会長 ご異議なしと認めます。よって、当審議会の副会長は平手實委員に決しました。  
平手實委員は副会長席へご移動ください。  
(平手委員 副会長席に着席)  
それでは、平手副会長からご挨拶をいただきますのでよろしくお願いたします。

平手副会長 平手實です。副会長に選出いただきまして務めることとなりました。よろしくお願いたします。

倉知会長 ありがとうございます。  
続きまして、日程第2「議席順位の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

山本係長 それでは、議席順位の決定方法についてご説明させていただきます。

委員の席順は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱の第2条において、あらかじめ会長が定めることとなります。

ただいま会長、副会長が決定されました。本審議会委員の定数は15名でありますので、まず、会長の議席番号は、最後の15番とさせていただき、副会長の議席番号を14番とさせていただきます。

次に、その他の委員の皆様の議席の決定方法についてですが、抽せんで決めさせていただきます。ただいまから事務局が抽せ

んの番号札をお持ちしますので、1番から13番までの番号を引いていただきます。

また、本日は3名の委員が欠席となっておりますので、残った3本のくじを最後に会長に引いていただき、議席番号を決めさせていただきます。

なお、引く順番につきましては、ただいまご着席いただいております順にてお願いいたします。

それでは、抽せんを始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(抽せん)

抽せんの結果をご報告いたします。

1番	加藤	稔	委員
2番	栗木	清裕	委員
3番	落合	弘	委員
4番	園田	條元	委員
5番	牧野	裕人	委員
6番	倉知	隆敬	委員
7番	安藤	和幸	委員
8番	栗木	眞史	委員
9番	栗木	弘之	委員
10番	平手	慶歳	委員
11番	梅村	好則	委員
12番	玉置	高廣	委員
13番	株式会社材周		委員
14番	平手	實	委員
15番	倉知	耕市	委員

となりました。議席順位の抽せん結果の報告は以上です。

倉知会長　ただいま事務局より議席の順位につきまして報告がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

倉知会長      ご異議なしと認めます。よって、議席順位につきましては、報告のとおり決しました。

                 次回の審議会からは議席の順番でご着席くださいますようお願いいたします。

                 続きまして、日程第3「議事録署名者の選任について」を議題といたします。

                 お諮りいたします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

倉知会長      ご異議なしと認めます。よって会長において指名することに決しました。議事録署名者に

                 2番      栗木   清裕   委員

                 3番      落合   弘   委員

                 を指名いたします。

                 続きまして、日程第4「土地区画整理審議会の役割について」に入ります。

                 事務局に説明を求めます。

山本係長      今回の改選で、初めて委員になられた方もおみえになりますので、土地区画整理審議会の役割につきまして、ご説明をさせていただきます。

                 恐れ入りますが、審議会日程資料を1枚めくっていただき、「土地区画整理審議会の役割」と書かれたものをご覧ください。

                 1の「土地区画整理審議会とは」についてでございますが、土地区画整理審議会とは、市が土地区画整理事業を施行する場合におきまして土地区画整理法に基づき設置されるものであり、その委員は施行地区内の地権者を代表し、施行者である市が仮換地の指定など権利者に対し、重大な利害関係がある処分を行う場合におきまして、意見を事業に反映させることなどが、主な役割となっております。

次に2の「土地区画整理審議会の権限」についてでございますが、審議会の権限につきましては、土地区画整理法第56条第3項に「審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、区画整理法に定める権限を行う」と規定されております。

具体的には、大別いたしまして「審議会の意見を聴かなければならない事項」と「審議会の同意を得なければならぬ事項」とがあり、資料には小牧岩崎山前地区における審議内容の主なものを記載させていただいております。

(ア)の審議会の意見を聴かなければならない事項でございますが、

①から③につきましては、換地計画に関する事項になりまして、縦覧に供すべき換地計画の作成や変更、また、縦覧に供した換地計画について、権利者から提出された意見書の審査にあたり、ご審議をいただくものであります。

④につきましては、仮換地の指定や変更を行うにあたり、ご審議をいただくものであります。

⑤につきましては、保留地予定地を公開抽せんによらず、随意契約で処分する場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、(イ)の審議会の同意を得なければならぬ事項でございますが、

①につきましては、評価員として、土地又は建築物の評価について経験の有する者5名を選任するにあたりまして、ご審議をいただくものであります。評価員は、土地等の評価を適正、妥当なものとするための諮問機関であります。

②につきましては、土地区画整理法に定められる公益性の高い土地につきまして、その位置や地積等に特別な考慮を払い、換地を定める場合などにおきまして、ご審議をいただくものであります。

③につきましては、保留地予定地を定めようとする場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、3の「土地区画整理審議会の議事運営」についてご説明させていただきます。議事運営については、土地区画整理法や小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱に基づき、進めさせていただくこととなります。

資料には主なものを記載しております。先ほど選任いただきました会長は、審議会を代表し、議事等の会務を総理していただきます。また、会議は委員の半数以上の出席で成立いたします。委員が発言する際は挙手いただき、会長の指名があつてから発言していただきます。

また、会議は個人情報等を含む内容を除き、原則公開となり、議事録も市のホームページなどで公開されますので、ご承知おきください。

以上、簡単ではございますが、土地区画整理審議会の役割についての説明とさせていただきます。

倉知会長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問はございませんか。

落合委員 冒頭で説明いただいた「審議会とは」というところで、この文章の下から2行目。「施行者が仮換地の指定など施行地区内の土地の権利者に重大な利害関係がある処分を行う場合において、その意見を事業に反映させることなどを主な役割としております。」とありますが、その「意見を事業に反映させる」というのは、差し支えなければ、もう少し具体的に説明いただけたらと思います。

山本係長 「意見を事業に反映させる」とはというご質問でございますが、私どもとしては審議会を諮問機関と考えており、施行者は審議会委員の皆さまの意見を当然に尊重して処分を決定することとなります。

具体的に例として挙げさせていただきますと仮換地指定については、この岩崎山前地区は既に平成の初期に地権者の皆さまへ指定してあるところでございます。

その時には換地規則であったり、全体の減歩の状況であったり、その前に定めてあります「事業計画」に適合するものであるかどうかを審議会の中でご提示させていただいて、意見を

聞きながら換地設計を行い、それに基づいて今日まで整備を進めてきたところであります。

落合委員 説明内容が難しかったですが、この事業ももう進捗率が94、95%というところまで来ておりますが、最もこのことが重要なことであるかと思えます。こんなことを申し上げてよいのかわかりませんが、田舎のことでありまして色々と意見が出ると思うし、出ていたと思うので、念のためお伺いしました。

倉知会長 ありがとうございます。

他にご質問ございますか。

ないようですので、日程第5「その他」に入ります。その他何かありましたら。

山本係長 その他といたしまして、今後の審議会の予定についてご報告させていただきます。

次回の審議会につきましては、4月から5月頃に開催を予定しており、新年度の事業計画などについてもご報告させていただく予定をしております。時期が近づきましたら、日時、場所、内容等の詳細を文書でご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。以上となります。

倉知会長 ありがとうございます。

その他なにかございますか。

落合委員 岩崎山について、西から入って地権者が2、3軒みえて東に降りるように整備するとかつて伺ったのですが、その時西から入るところに高低差があって、3mあるからそこは本当ならば、車で乗り入れるのではなく、階段で行った方がいいと、もし道路とすると子どもたちが坂の上から自転車を急スピードで降りてくるから危険だと再々進言させていただいた記憶があります。

それが最近、全くまちの噂ですが、階段に変わったと伺いましたが、本当ですか。

伊岐見係長 岩崎山の西側は今のところ階段ではなく、道路で計画させていただいており、できるだけ勾配を緩くするように設計を進めております。

落合委員 変わっていないということであれば結構です。まちの噂が変わったと話す方が見えたので、お伺いしました。

倉知会長 他にありますか。  
ご発言もないようですので、本日の審議会は終了いたします。